



令和4年第3回千葉市議会定例会議案

議案第90号乃至第132号

令和4年9月



令和4年第3回千葉市議会定例会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
90	令和4年度千葉市一般会計補正予算(第4号)	別冊
91	令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
92	令和4年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
93	令和4年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
94	令和4年度千葉市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
95	千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について	1
96	千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	36
97	千葉市東日本大震災復興基金条例の廃止について	41
98	千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	42
99	千葉市霊園設置管理条例の一部改正について	44
100	千葉市立小学校設置条例の一部改正について	47
101	千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について	48
102	千葉市建築関係手数料条例の一部改正について	58
103	千葉市基本計画について	64
104	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について	65
105	工事請負契約について(旧千葉市立千城台南小学校解体工事)	66
106	工事請負契約について(千葉市稲毛区役所大規模改修工事)	67
107	工事請負契約について(千葉市稲毛区役所大規模改修電気設備工事)	68
108	議決事件の一部変更について((仮称)千葉公園体育館整備工事に係る工事請負契約)	70
109	議決事件の一部変更について((仮称)千葉公園体育館整備電気設備工事に係る工事請負契約)	73
110	議決事件の一部変更について((仮称)千葉公園体育館整備空調設備工事に係る工事請負契約)	76
111	議決事件の一部変更について((仮称)千葉公園体育館整備給排水設備工事に係る工事請負契約)	79
112	議決事件の一部変更について(幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事(3-1)に係る工事請負契約)	82

議案 番号	議 案 件 名	頁
113	市道路線の認定及び廃止について	85
114	令和3年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	102
115	決算の認定について(令和3年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	103
116	決算の認定について(令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	104
117	決算の認定について(令和3年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	105
118	決算の認定について(令和3年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	106
119	決算の認定について(令和3年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	107
120	決算の認定について(令和3年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	108
121	決算の認定について(令和3年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	109
122	決算の認定について(令和3年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	110
123	決算の認定について(令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	111
124	決算の認定について(令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	112
125	決算の認定について(令和3年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	113
126	決算の認定について(令和3年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	114
127	決算の認定について(令和3年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	115
128	決算の認定について(令和3年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算)	116
129	決算の認定について(令和3年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	117
130	決算の認定について(令和3年度千葉市病院事業会計決算)	118
131	決算の認定について(令和3年度千葉市下水道事業会計決算)	119
132	決算の認定について(令和3年度千葉市水道事業会計決算)	120

議案第95号

千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について
千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
(千葉市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の定年等に関する条例(昭和59年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「勤務」を「職務」に、「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、千葉市

職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）第19条の3に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- （2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- （3）当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、

あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 前項の規定は、医師及び歯科医師には適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表を削る。

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県職員の給与に関する条例（昭和26年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項、第7項及び第8項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第5条の2中「及び第12項」を削る。

第5条の3を次のように改める。

第5条の3 削除

第5条の4第1項及び第2項並びに第5条の5中「その者」を「当該特定任期付職員」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、第2項及び第7項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び第3号並びに第3項において」を、「得た額（以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号において」に、「以下この項」を「第1号」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加える。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項及び第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条中「合計額（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員）」を「合計額（育児短時間勤務職員等）」に、「という。）又は再任用短時間勤務」を「という。）」に改め、「当該合計額」の次に「、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務

時間を同項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間で除して得た数に同条第1項に規定する勤務時間を乗じて得た勤務時間により勤務したと仮定した場合に受けるべき当該合計額を加え、「勤務時間条例第2条第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、当該職員が育児短時間勤務又は再任用短時間勤務をしなかったと仮定した場合の1週間当たりの勤務時間」を「定年前再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分」に改める。

第19条の4第2項中「第9条」を「第5条第3項から第11項まで、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の11項を加える。

- 17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 18 附則第12項の規定により読み替えて適用する附則第9項の規定による給料を支給される職員又は附則第13項若しくは第14項の規定による給料を支給される職員に対する前項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額と附則第12項の

- 規定により読み替えて適用する附則第9項の規定による給料又は附則第13項若しくは第14項の規定による給料との合計額」とする。
- 19 育児短時間勤務職員等に対する附則第17項又は前項の規定の適用については、附則第17項中「)とする」とあるのは「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とし、前項中「合計額」とする」とあるのは「合計額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする」とする。
- 20 附則第17項（附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 医師及び歯科医師
 - (3) 千葉県職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉県条例第4号。以下この号及び次号において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員
 - (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第17項（附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定が適用されていた職員を除く。）
- 21 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けて

いた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項の規定による給料を支給される職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 地方公務員法第27条第2項に規定する降給に係る条例で定める事由は、附則第17項（附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による職員の給料月額の改定とする。
- 26 附則第17項の規定の適用を受ける職員には、地方公務員法第

49条第1項に規定する説明書を交付しない。この場合において、当該職員には、別に定めるところにより、附則第17項の規定の適用を受けることとなる旨の通知を行うものとする。

27 附則第17項から第24項までに定めるもののほか、附則第17項（附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第17項から第24項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第3ア 医療職給料表（1）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円

員		295,100	341,600	380,700	440,000
---	--	---------	---------	---------	---------

別表第3イ 医療職給料表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

別表第3ウ 医療職給料表（3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

（千葉県職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 千葉県職員退職手当支給条例（昭和24年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。」に改める。

第2条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同条第2項中「含む。」の次に「第8条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（千葉市の休日を守る条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条第5項第2号中「千葉市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年千葉県条例第6号）第2条第1項」を「千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第73号）第2条」に改める。

第7条の2の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第8条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が別に定めるも

のを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が別に定める職員が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第11条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第13条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

附則第4項中「及び附則第2項の規定により」を「並びに附則第2項及び附則第15項から附則第23項までの規定により」に改める。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第6項中「第5条の規定」を「第5条又は附則第16項の規定」に、「及び第5条の3」を「又は第5条の3及び附則第16項」に改める。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の 9 項を加える。

- 15 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは「、第 5 条又は附則第 15 項」とする。
- 16 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 16 項」とする。
- 17 前 2 項の規定は、医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 千葉県職員の給与に関する条例附則第 17 項（同条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による職員の給料月額の変定は、第 5 条の 2 第 1 項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（医師及び歯科医師以外の者にあつては 60 歳とし、医師及び歯科医師にあつては 65 歳とする。）に達する日」と、同条の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（医師及び歯科医

師以外の者にあつては60歳とし、医師及び歯科医師にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

医師及び歯科医師	65歳
医師及び歯科医師以外の者	60歳

- 21 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の2の3の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の2の3第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の2の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第20項の表の左欄に掲げるものがそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項

第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げるものがそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年千葉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭

和 31 年千葉市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 6 条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和 37 年千葉市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(別表第 2 第 2 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 7 条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 39 年千葉市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 15 条の 2 第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年千葉市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「昭和 59 年千葉市条例第 4 号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第 5 号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
（千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第9条 千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 千葉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年千葉市条例第4号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第19条第1項及び第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年千葉市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」

に改め、同項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、同項第3号中「昭和59年千葉県条例第4号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第4号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第4号中「千葉県職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年千葉県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条第2項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「この項において「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（再任用短時間勤務職員」を「（定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第14条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 給与条例附則第17項(同条例附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、給与条例附則第17項の規定により算出された額の100分の4に相当する額を支給する。

4 給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、給与条例附則第17項の規定により算出された額と給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料の額との合計額の100分の4に相当する額を支給する。

(千葉市立中学校設置条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 千葉市立中学校設置条例等の一部を改正する条例(令和4年千葉県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち千葉市職員の特殊勤務手当支給条例別表第2中第27項を第28項とし、第21項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第20項の次に1項を加える改正規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第16条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年千葉県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」

に改める。

第18条第2項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「この項において「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（再任用短時間勤務職員」を「（定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中千葉市職員退職手当支給条例第2条第2項にただし書を加える改正規定、第8条第4項の改正規定（「、当該退職」を「当該退職」に改める部分を除く。）及び附則第14項の改正規定並びに第15条の規定並びに次項、附則第9条及び附則第11条第2項の規定 公布の日

(2) 第3条中千葉市職員退職手当支給条例第2条第2項（「含む。」の次に「第8条第2項において「勤務日数」という。」を加える部分及び「18日」の次に「（1月間の日数（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える部分に限る。）の改正規定並びに第8条第2項及び第11項第5号の改正規定並びに第3項及び附則第23条の規定 令和4年10月1日

2 第3条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正

後の千葉市職員退職手当支給条例第8条第4項及び附則第11条第2項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

- 3 第3条の規定（第1項第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉市職員退職手当支給条例第2条第2項及び第8条第2項並びに附則第23条の規定による改正後の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年千葉市条例第31号）附則第3項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の千葉市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の千葉市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限

る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を

除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間

勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用

される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この

条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第17項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員(附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第5条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤

務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第14条の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用される第7条の規定による改正後の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条の4第2項、第20条第3項及び第20条の4第2項第2号の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項第2号及び第15条第1項の規定を適用する。

（千葉市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の千葉市職員退職手当支給条例第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

2 第3条の規定による改正後の千葉市職員退職手当支給条例第8条第4項の規定（「、当該退職」を「当該退職」に改める部分を除く。）は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が別に定める職員に該当するに至った者について適用する。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第2条第1項第4号に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、

第6条の規定による改正後の千葉市職員の特殊勤務手当支給条例第19条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同条例の規定（第19条第3項を除く。）を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の規定を適用する。

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第15条 暫定再任用職員は、第9条の規定による改正後の千葉市職員の旅費等に関する条例別表第1備考第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された者とみなして、同条例の規定を適用する。

（千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の千葉市職員の育児休業等に関する条例第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第17条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、第11条の規定による改正後の千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号又は第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採

用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、同条例の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第24条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

3 第13条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第28条第1項の規定は、暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)について準用する。

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同条例の規定を適用する。

(千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第16条の規定による改正後の千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務

の職を占めるものとみなして、同条例の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、第16条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

3 第16条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の3第1項の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）について準用する。

（千葉市職員の再任用に関する条例の廃止）

第22条 千葉市職員の再任用に関する条例（平成13年千葉市条例第1号）は、廃止する。

（地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第23条 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第1項」を「千葉市職員退職手当支給条例第2条第1項」に、「新条例第1条」を「同条例第1条」に改め、「18日」の次に「（1月間の日数（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、「新条例第2条第2項」を「千葉市職員退職手当支給条例第2条第2項」に、「新条例の規定」を「同条例の規定」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第4項中「新条例」を「千葉市職員退職手当支給条例」に改める。



議 案 説 明

国家公務員の定年の引上げに準じ、職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制を導入する等所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 96 号

千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年千葉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中「1 歳 6 か月」を「1 歳 6 箇月」に、「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同号イを次のように改める。

イ その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウ中「育児休業の末日」を「育児休業の期間の末日」に、「非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について」を「場合であって」に、「任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改める。

第 2 条の 3 第 2 号中「及び次条第 1 号」を「並びに次条第 1 号及び第 2 号」に、「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 39 年

千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第18条に規定する特別休暇(当該非常勤職員が勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)である場合にあっては、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇(女性職員の分べんに限る。))」を「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定」に改め、同条第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の

末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、同条第6号中「次条及び第11条第7号において」を「以下」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条中「形態（勤務時間条例）」を「形態（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。））」に改める。

第19条第1項中「次項」を「以下この条」に改める。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

### 議 案 説 明

国家公務員の育児休業制度に準じ、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 97 号

千葉県東日本大震災復興基金条例の廃止について

千葉県東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

千葉県東日本大震災復興基金条例（平成 24 年千葉県条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

東日本大震災復興基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第98号

千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（平成5年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、
同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号
中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,
500円」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、
「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中
「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を
「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条、第8条及び第11条の規定は、こ
の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示さ
れる選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された
選挙については、なお従前の例による。



議 案 説 明

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 99 号

千葉市霊園設置管理条例の一部改正について

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市霊園設置管理条例（昭和 39 年千葉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「一般墓地とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般墓地
- (2) 合葬式樹木葬墓地

第 5 条第 1 項中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改める。

第 6 条中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改め、同条第 2 号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、同条第 3 号中「又は合葬式墓地」を「、合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地」に改め、同条第 4 号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加える。

第 7 条から第 9 条までの規定中「又は合葬式墓地」を「、合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地」に改める。

第 10 条第 1 項中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改め、同条第 2 項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加える。

第 11 条中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に、「住所又は氏名を変更したとき（第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により使用者の地位を承継した場合を含む。）」を「次に掲げる場合に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 住所又は氏名を変更した場合

(2) 第20条第1項又は第2項の規定により使用者の地位を承継した場合

第16条を次のように改める。

(合葬式墓地における埋蔵方法)

第16条 合葬式墓地における埋蔵方法は、次のとおりとする。

(1) 使用許可に係る焼骨を当該使用許可のあった日から30年を経過する日までの間納骨室に埋蔵し、当該期間経過後合祀室に埋蔵する方法(以下「30年後合祀」という。)

(2) 使用許可に係る焼骨を直接合祀室に埋蔵する方法(以下「直接合祀」という。)

第16条の次に次の1条を加える。

(合葬式樹木葬墓地における埋蔵方法)

第16条の2 合葬式樹木葬墓地における埋蔵方法は、使用許可に係る焼骨を合祀用のカロートに埋蔵する方法とする。

第17条(見出しを含む。)中「合葬式墓地」の次に「及び合葬式樹木葬墓地」を加える。

第19条第1項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、同条第2項中「者から」の次に「合葬式墓地の納骨室に埋蔵された」を加え、同条第3項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、「許可の取消しを」を削り、同条第4項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加える。

第20条第2項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加える。

第21条第1項中「使用者が」を「一般墓地又は桜木霊堂の使用者が」に、「使用者の」を「当該使用者の」に改め、同条第2項中「(一般墓地又は桜木霊堂の使用者の地位が消滅した場合に限る。)」を削る。

第22条第1項第1号中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改め、同項第4号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、同条第2項中「前項の規定により」の次に「一般墓地又は桜木霊堂の」を加え、「一般墓地又は桜木霊堂」を「これ」に改め、「これを」を削り、同条第3項中「改葬し」を「移し」に改める。

第23条の見出しを「（一般墓地等の返還）」に改め、同条第1項中「許可の取消しを」を削り、同条第2項を削る。

第24条中「（一般墓地又は桜木霊堂の使用者の地位が消滅した場合に限る。）」を削る。

第26条に次の1号を加える。

（4）合葬式樹木葬墓地使用料 別表第4

第28条第1項中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

合葬式墓地使用料

埋蔵方法	単位	使用料
30年後合祀	1体につき	70,000円
直接合祀	1体につき	60,000円

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

合葬式樹木葬墓地

種別	単位	使用料
焼骨	1体につき	60,000円
粉状焼骨	1体につき	40,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

平和公園に合葬式樹木葬墓地を設置するとともに、桜木霊園の合葬式墓地に焼骨を納骨時から合祀室に埋蔵する方法を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第100号

千葉市立小学校設置条例の一部改正について

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例

千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉市立花見川第三小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

花見川第三小学校及び花島小学校を統合し、花島小学校とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第101号

千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正
について

千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市街化区域（都市計画法第7条第1項の「市街化区域」をいう。）のうち、商業地域及び近隣商業地域以外の部分の地域」を「主として商業その他の業務の利便の増進が見込まれる地域として市長が指定する区域」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

第3条第1項中「あらたに」を「新たに」に、「又は近隣商業地域内」を「若しくは近隣商業地域」に改め、「指定された地域内」の次に「又は前条第1項の規定により指定された周辺地区内」を、「当該地域」の次に「又は当該地区」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項、次条及び第3条の3」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（建築物の新築又は増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の2 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分（次条、第4条及び別表第1において「特定部分」という。）の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築又は増築しようとする者（新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内において当該地域又は当該地区に指定

された日から起算して3月以内に建築物の新築又は増築のための工事に着手した者を除く。)は、別表第2に定める駐車台数以上の規模の荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルを下回る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築又は増築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第3条の3 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、特定部分の床面積が1,500平方メートル(周辺地区内にあつては、2,000平方メートル)を超える建築物を新築又は増築しようとする者(新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内において当該地域又は当該地区に指定された日から起算して3月以内に建築物の新築又は増築のための工事に着手した者を除く。)は、別表第3に定める駐車台数以上の規模の自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたもの。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

- 2 前項の規定により別表第3に定める駐車台数以上の規模の駐車施設を整備するときは、整備した駐車台数を5で除した台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数とする。)を、第3条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

第4条中「延べ面積」を「床面積」に、「あらたに」を「新たに」に、「又は近隣商業地域」を「若しくは近隣商業地域」に改め、「指定された地域内」の次に「又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内」を、「当該地域」の次に「又は当該地区」を加え、「別表第2に定めるところによりその建築物」を「当該用途変更後の建築物を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐

車台数から、当該用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減じた台数以上の規模の駐車施設を、新たに当該用途変更に係る建築物」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条の2第2項の規定は前項の規定により新たに荷さばきのための駐車施設を附置する場合について、前条第2項の規定は前項の規定により新たに自動二輪車のための駐車施設を附置する場合について、それぞれ準用する。

第5条中「前2条」を「第3条から前条まで」に改める。

第6条の見出し中「駐車施設」を「駐車の用に供する部分」に改め、同条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「2.5メートル」を「2.3メートル」に、「6メートル」を「5メートル」に、「かつ、幅5.5メートル（一方通行のものにあつては3.5メートル）以上の車路を設けなければならない。」を「自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第3条の2又は第4条第1項の規定により附置する荷さばきのための駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅3.0メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.0メートル以上又は幅4.0メートル以上、奥行6.0メートル以上、はり下の高さ3.0メートル以上とし、荷さばきを行う自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

3 第3条の3又は第4条第1項の規定により附置する自動二輪車のための駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅1.0メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

第7条第1項を次のように改める。

第3条から第4条まで又は第7条の3第6項の規定により駐車施設

を附置しなければならない者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態等により、市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル（市長が指定する区域内にある建築物にあつては、おおむね500メートル）以内の場所に前条第1項から第3項までに規定する規模を有する駐車施設又は同条第4項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設を設置したときは、当該駐車施設が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなす。

第7条第2項中「第3条、第4条又は前項」を「第3条から第4条まで、前項又は第7条の3第6項」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定により建築物の敷地からおおむね200メートルを超え、おおむね500メートル以内の場所に駐車施設を設置しようとする者は、公共交通等の利用の促進に資する措置（第7条の3において「公共交通等利用促進措置」という。）を講じなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

第7条の次に次の2条を加える。

（駐車施設の附置に関する助言、指導又は勧告）

第7条の2 交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると市長が特に認めるときは、第3条から第4条まで又は次条第6項の規定により駐車施設を附置しなければならない者に対し、駐車施設の自動車の出入口の位置の変更、当該建築物の敷地以外の場所への駐車施設の設置その他必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

（公共交通等利用促進措置による駐車施設の附置義務台数の特例）

第7条の3 第3条又は第4条第1項の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置すべき者が公共交通等利用促進措置を講ずる場合であつて、当該建築物及び当該建築物の敷地（第7条第1項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置し、又は設置しようとしている場合は、当該建

建築物及び当該建築物の敷地並びに当該駐車施設)の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないと市長が認めるときは、当該公共交通等利用促進措置に応じ、規則で定めるところにより、第3条又は第4条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、申請書に公共交通等利用促進措置に関する計画書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認後に当該計画書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定による承認を受けた者は、公共交通等利用促進措置を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定による承認を受けた者は、規則で定めるところにより、公共交通等利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
 - (1) 公共交通等利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。
 - (2) 第2項後段の規定に違反したとき。
 - (3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定による届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第1項の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該承認の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該届出をし、又は当該承認を取り消される前において第3条及び同項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設の駐車台数を超えている場合には、同項の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。
- 7 前項の規定により附置しなければならない駐車施設については、第

6条第1項又は第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項又は前項」とあるのは「第7条の3第7項において準用する第1項」と読み替えるものとする。

第8条中「第3条、第4条又は前条」を「第3条から第4条まで、第7条第1項又は前条第6項」に改める。

第10条中「第3条、第4条、第6条、第7条」を「第3条から第4条まで、第6条、第7条第3項、第7条の3第6項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

次表の（あ）欄の建築物で（い）欄の規模のものを新築又は増築しようとする場合に附置しなければならない駐車施設の規模は、（う）欄により算定した規模以上のものとする。

（あ） 建築物	建築物の全部を法第20条第1項に規定する特定用途（以下「特定用途」という。）に供するもの	建築物（周辺地区内の建築物を除く。）の全部を特定用途以外に供するもの	建築物の一部を特定用途に供するもの
（い） 建築物の規模	延べ面積が1,500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超えるもの	延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	合計面積（特定部分の床面積に5分の7を乗じて得た面積と特定用途以外の用途に供する部分の床面積の合計をいう。（う）欄において同じ。）が3,000平方メートルを超えるもの（周辺地区内の建築物を除く。）又は特定部分の床面積

			が1, 500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超えるもの
(う) 駐車施設の規模の基準	延べ面積が1,500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して250平方メートルまでごとに1台	延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して350平方メートルまでごとに1台	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1号又は第2号に定める規模の基準 (1) 商業地域又は近隣商業地域内の建築物 次に掲げるもののうち駐車台数が多いもの ア 合計面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して350平方メートルまでごとに1台 イ 特定部分の床面積が1,500平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分

			<p>のうち増築に係る部分とする。)の面積に対して250平方メートルまでごとに1台</p> <p>(2) 周辺地区内の建築物 特定部分の床面積が2,000平方メートルを超える部分(増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。)の面積に対して250平方メートルまでごとに1台</p>
--	--	--	--

備考 この表に掲げる延べ面積並びに特定部分及び特定用途以外の用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

別表第2を次のように改める。

別表第2

附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の規模は、次表の(あ)欄の用途に供する部分の床面積をそれぞれ(い)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(1未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)以上の駐車台数(5台を超える場合には、5台とする。)のものとする。

(あ)	集客施設(特定用途のうち	非集客施設(特定用途(百貨
-----	--------------	---------------

	百貨店その他の店舗の用途に供する部分)	店その他の店舗の用途を除く。)に供する部分)
(い)	2, 500平方メートル	5, 500平方メートル

備考 (あ) 欄に掲げる用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設の規模は、次表の(あ)欄の用途に供する部分の床面積をそれぞれ(い)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(1未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)以上の駐車台数のものとする。

(あ)	集客施設(特定用途のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分)	非集客施設(特定用途(百貨店その他の店舗の用途を除く。)に供する部分)
(い)	3, 000平方メートル	8, 000平方メートル

備考 (あ) 欄に掲げる用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条の見出しの改正規定及び同条第1項の改正規定(「第4条」を「第4条第1項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条から第8条まで、第10条及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更(以下この項及び次項において「新築等」という。)の工事に着手する者について適用し、同日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、な

お従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を附置した者（この条例の施行の際現に改正前の条例による駐車施設を附置する建築物の新築等に係る工事をしている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長へ届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができる。この場合において、この条例の施行の日前にされた改正前の条例第7条第2項の承認は、改正後の条例第7条第2項の承認とみなす。

~~~~~

## 議 案 説 明

駐車施設の附置義務に係る対象区域及び駐車台数等の見直しを行うほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

議案第102号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表34の項手数料を徴収する事務の欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

別表34の2の項手数料を徴収する事務の欄中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

別表39の3の4の項手数料を徴収する事務の欄中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

別表39の3の5の項手数料を徴収する事務の欄中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表54の項の次に次のように加える。

|                                                            |                     |                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54の2 長期優良住宅普及促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 | (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項若しくは第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア 一戸建ての住宅 12,000円<br>イ 共同住宅等 次に掲げる場合 |
|------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 区分所有住宅の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 5戸以下 23,000円

b 6戸以上10戸以下 40,000円

c 11戸以上25戸以下 62,000円

d 26戸以上50戸以下 108,000円

e 51戸以上100戸以下 176,000円

f 101戸以上200戸以下 294,000円

g 201戸以上300戸以下 367,000円

h 301戸以上 402,000円

(イ) 区分所有住宅以外の場合

(ア) a から h までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 a から h までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切

り捨てた額)

(2) 前号に規定する場合以外の場合  
次に掲げる住宅の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 66,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる場合  
の区分に応じ、それぞれ次に定  
める額

(ア) 区分所有住宅の場合 次に  
掲げる当該申請に係る建築物  
の住戸の総数の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

a 5戸以下 157,000円

b 6戸以上10戸以下  
252,000円

c 11戸以上25戸以下  
498,000円

d 26戸以上50戸以下  
894,000円

e 51戸以上100戸以下  
1,539,000円

f 101戸以上200戸以  
下 2,851,000円

g 201戸以上300戸以  
下 4,081,000円

h 301戸以上 4,  
998,000円

(イ) 区分所有住宅以外の場合

(ア) aからhまでに掲げる

|  |  |                                                                                                         |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 a から h までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表 5 5 の項の次に次のように加える。

|                                                                                                 |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 55 の 2 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 | <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 6, 000 円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 区分所有住宅の場合 54 の 2 の項第 1 号イ (ア) a から h までに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 a から h までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



(イ) 区分所有住宅以外の場合

54の2の項第1号イ(ア)

aからhまでに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該aからhまでに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 前号に規定する場合以外の場合

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 33,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 区分所有住宅の場合 54

の2の項第2号イ(ア) aからhまでに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該aからhまでに定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 区分所有住宅以外の場合

54の2の項第2号イ(ア)

aからhまでに掲げる当該申

|  |  |                                                                                                                             |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 a から h までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 34 の項、34 の 2 の項、39 の 3 の 4 の項及び 39 の 3 の 5 の項の改正規定は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、既存住宅に係る長期優良住宅の認定申請手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第103号

千葉市基本計画について

千葉市基本計画を別冊のとおり策定するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

※別冊については市政情報室で閲覧できます。

~~~~~

議案説明

千葉市基本計画を策定するため、千葉市議会基本条例第16条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第104号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議案説明

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第105号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 旧千葉市立千城台南小学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区千城台南1丁目19番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式  
(2) 屋内運動場 解体工一式  
(3) プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 368,500,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和5年12月24日まで
- 7 請負者 千葉市中央区松ヶ丘町20番地4  
シンコー・鵜沢建設共同企業体  
代表者 千葉市中央区松ヶ丘町20番地4  
シンコー株式会社  
代表取締役 阿部 博文  
千葉市若葉区千城台西1丁目38番1号  
鵜沢建設株式会社  
代表取締役 鵜沢 朋生

~~~~~

議案説明

旧千城台南小学校の解体工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第106号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 千葉市稲毛区役所大規模改修工事
- 2 施工場所 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号
- 3 工事概要 (1) 外壁改修一式
(2) 屋上防水改修一式
(3) 内装等内部改修一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 464,200,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和6年12月29日まで
- 7 請負者 千葉市若葉区若松町2249番地
大塚建工株式会社
代表取締役 大塚 勝之

~~~~~

議案説明

稲毛区役所の大規模改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第107号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 千葉市稲毛区役所大規模改修電気設備工事
- 2 施工場所 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号
- 3 工事概要 (1) 電灯設備改修一式  
(2) 動力設備改修一式  
(3) 幹線設備改修一式  
(4) 受変電設備改修一式  
(5) 発電設備改修一式  
(6) 避雷設備改修一式  
(7) 弱電設備改修一式  
(8) 自動火災報知設備改修一式  
(9) 構内配電線路改修一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 561,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和6年12月29日まで
- 7 請負者 フィデス・東テク電工建設共同企業体  
代表者 千葉市緑区大高町40番地15  
フィデス株式会社  
代表取締役 細矢 充  
千葉市中央区浜野町594番地3  
東テク電工株式会社  
代表取締役 尾高 功将



## 議 案 説 明

稲毛区役所の大規模改修電気設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第108号

議決事件の一部変更について

令和2年12月15日議決された「(仮称)千葉公園体育館整備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 3,066,800,000円

変更後 3,131,741,800円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から690日間

変更後 契約締結日の翌日から750日間

(契約締結日 令和2年12月15日)

(参考)

議案第155号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 (仮称) 千葉公園体育館整備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区弁天4丁目463番1の一部外
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建
- 4 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 3,066,800,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から690日間
- 7 請負者 千葉市美浜区ひび野1丁目4番3  
新日本・日幸建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区ひび野1丁目4番3  
新日本建設株式会社  
代表取締役 高見 克司  
千葉市中央区登戸1丁目23番4号  
日幸建設株式会社  
代表取締役 宍倉 幸信

~~~~~

議 案 説 明

（仮称）千葉公園体育館整備工事に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第109号

議決事件の一部変更について

令和2年12月15日議決された「(仮称)千葉公園体育館整備電気設備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 621,500,000円

変更後 633,085,200円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から690日間

変更後 契約締結日の翌日から750日間

(契約締結日 令和2年12月15日)

(参考)

議案第156号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 (仮称) 千葉公園体育館整備電気設備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区弁天4丁目463番1の一部外
- 3 工事概要 (1) 電灯設備一式
(2) 動力設備一式
(3) 受変電設備一式
(4) 発電設備一式
(5) 弱電設備一式
(6) 火災報知設備一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 621,500,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から690日間
- 7 請負者 千葉市中央区松波3丁目11番19号
モデン・東陽建設共同企業体
代表者 千葉市中央区松波3丁目11番19号
モデン工業株式会社
代表取締役 関 泰之
千葉市中央区春日1丁目11番9号
東陽電気工事株式会社
代表取締役 佐藤 完治



議 案 説 明

(仮称) 千葉公園体育館整備電気設備工事に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第110号

議決事件の一部変更について

令和2年12月15日議決された「(仮称)千葉公園体育館整備空調設備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 682,000,000円

変更後 684,245,100円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から690日間

変更後 契約締結日の翌日から750日間

(契約締結日 令和2年12月15日)

(参考)

議案第157号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月26日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 工事名称 (仮称) 千葉公園体育館整備空調設備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区弁天4丁目463番1の一部外
- 3 工事概要 (1) 空調設備一式
(2) 換気設備一式
(3) 自動制御設備一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 682,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から690日間
- 7 請負者 千葉市中央区本町3丁目3番15号
芝・福井建設共同企業体
代表者 千葉市中央区本町3丁目3番15号
芝工業株式会社
代表取締役 野口 恭男
千葉市中央区問屋町16番3号
福井電機株式会社
代表取締役 村杉 茂治



議 案 説 明

(仮称) 千葉公園体育館整備空調設備工事に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第111号

議決事件の一部変更について

令和2年12月15日議決された「(仮称)千葉公園体育館整備給排水設備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 573,100,000円

変更後 575,062,400円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から690日間

変更後 契約締結日の翌日から750日間

(契約締結日 令和2年12月15日)

(参考)

議案第158号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年11月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 (仮称) 千葉公園体育館整備給排水設備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区弁天4丁目463番1の一部外
- 3 工事概要 (1) 衛生器具設備一式
(2) 給排水設備一式
(3) 給湯設備一式
(4) 消火設備一式
(5) ガス設備一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 573,100,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から690日間
- 7 請負者 千葉市美浜区真砂5丁目19番3号
池田・大和建設共同企業体
代表者 千葉市美浜区真砂5丁目19番3号
池田建設工業株式会社
代表取締役 池田 潔
千葉市稲毛区天台4丁目1番12号
大和設備工業株式会社
代表取締役 金子 達也



議 案 説 明

(仮称) 千葉公園体育館整備給排水設備工事に係る工事請負契約の
契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第112号

議決事件の一部変更について

令和3年6月23日議決された「幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事（3-1）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 404,813,200円

変更後 441,783,100円

(参考)

議案第73号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年6月4日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事(3-1)
- 2 施工場所 千葉市美浜区浜田2丁目地内外
- 3 工事概要 (1) 車道舗装工一式
(2) 歩道舗装工一式
(3) 排水構造物工一式
(4) 道路付属物工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 404,813,200円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで
- 7 請負者 千葉市美浜区幸町1丁目18番9号
丸善・泰明建設共同企業体
代表者 千葉市美浜区幸町1丁目18番9号
丸善建設株式会社
代表取締役 並木 隆博
千葉市中央区星久喜町886番地1
泰明工業株式会社
代表取締役 岡崎 匡洋



議 案 説 明

幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事（3－1）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 3 号

市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	市道路線認定図番号
①	磯辺 2 1 1 号線	磯辺 4 丁目地内	磯辺 4 丁目地内	1
②	磯辺 2 1 2 号線	磯辺 4 丁目地内	磯辺 4 丁目地内	
③	畑町 2 3 6 号線	畑町地内	畑町地内	2
④	朝日ヶ丘町 9 0 号線	朝日ヶ丘町 4 丁目地内	朝日ヶ丘町 4 丁目地内	
⑤	星久喜町 1 8 3 号線	星久喜町地内	星久喜町地内	3
⑥	川戸町 8 5 号線	川戸町地内	川戸町地内	4
⑦	東寺山町 1 4 0 号線	東寺山町地内	東寺山町地内	5
⑧	東寺山町 1 4 1 号線	東寺山町地内	東寺山町地内	
⑨	東寺山町 7 0 3 号線	東寺山町地内	東寺山町地内	
⑩	千種町 9 6 号線	千種町地内	千種町地内	6
⑪	千種町 9 7 号線	千種町地内	千種町地内	7
⑫	幕張 5 1 7 号線	幕張町 1 丁目地内	幕張町 1 丁目地内	8
⑬	武石町 9 9 号線	武石町 1 丁目地内	武石町 1 丁目地内	9
⑭	浜野町 1 5 1 号線	浜野町地内	浜野町地内	10
⑮	古市場町 1 0 6 号線	古市場町地内	古市場町地内	11
⑯	土気町 1 6 0 号線	土気町地内	土気町地内	12

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	摘要	市道路線 廃止図番号
①	長洲 9 号線	長洲 1 丁目地内	長洲 1 丁目地内	全部廃止	1
②	御殿町 1 8 号線	御殿町地内	御殿町地内	全部廃止	2
③	中田町 5 7 号線	中田町地内	中田町地内	全部廃止	3

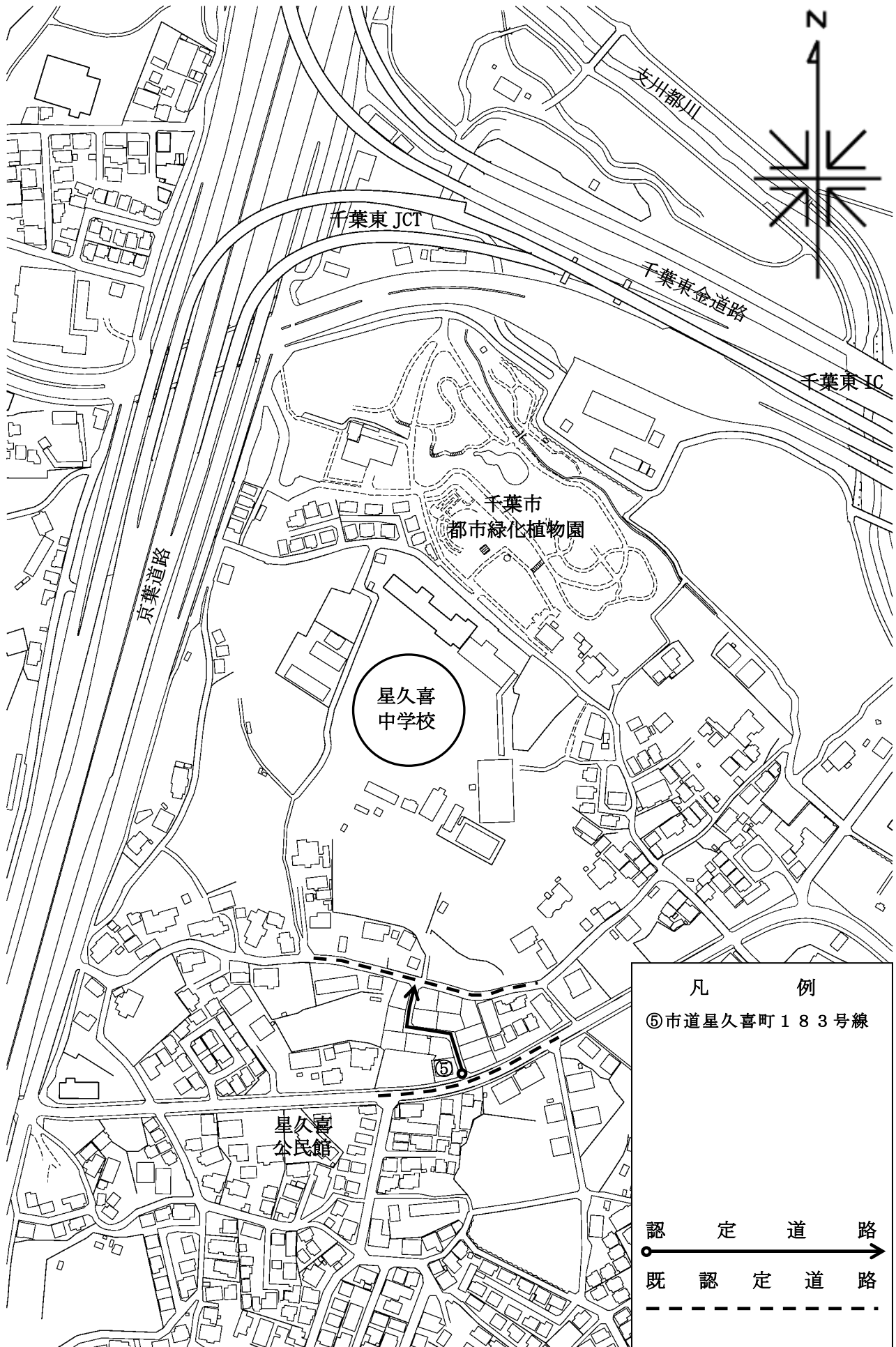
整理番号①② 市道路線認定図1



整理番号③④ 市道路線認定図2



整理番号⑤ 市道路線認定図3



整理番号⑥ 市道路線認定図4



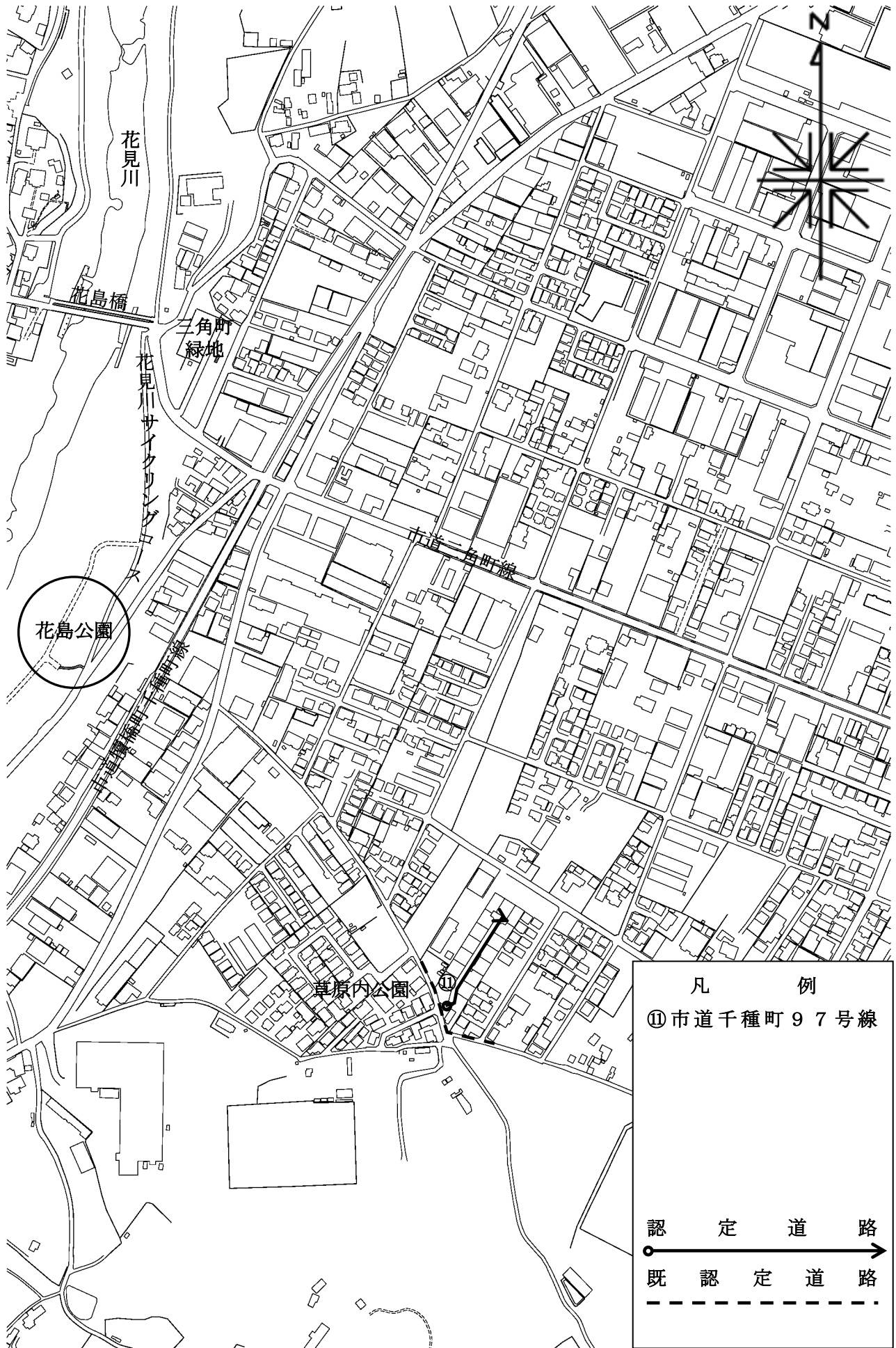
整理番号⑦⑧⑨ 市道路線認定図5



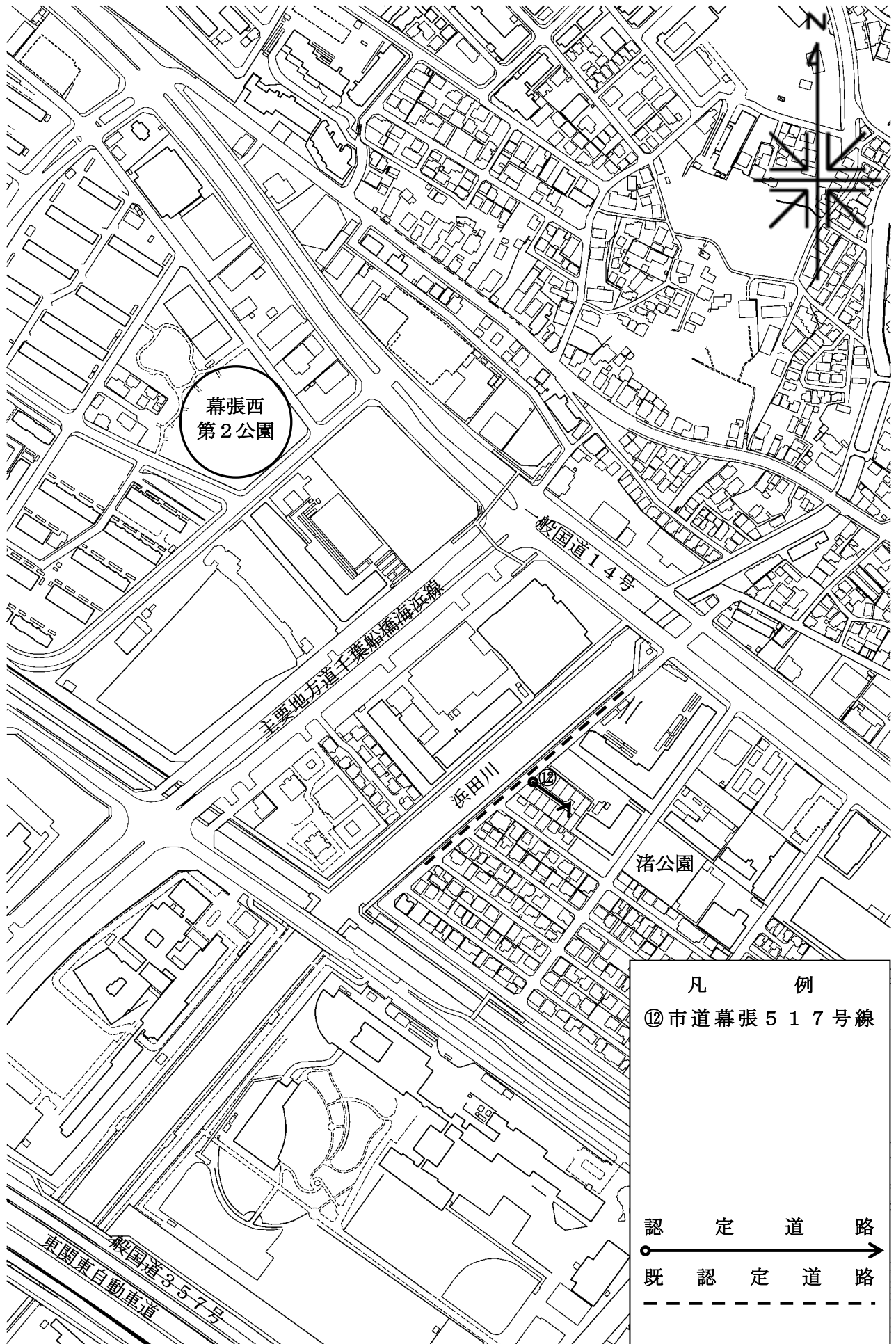
整理番号⑩ 市道路線認定図6



整理番号⑪ 市道路線認定図7



整理番号⑫ 市道路線認定図8



整理番号⑬ 市道路線認定図9



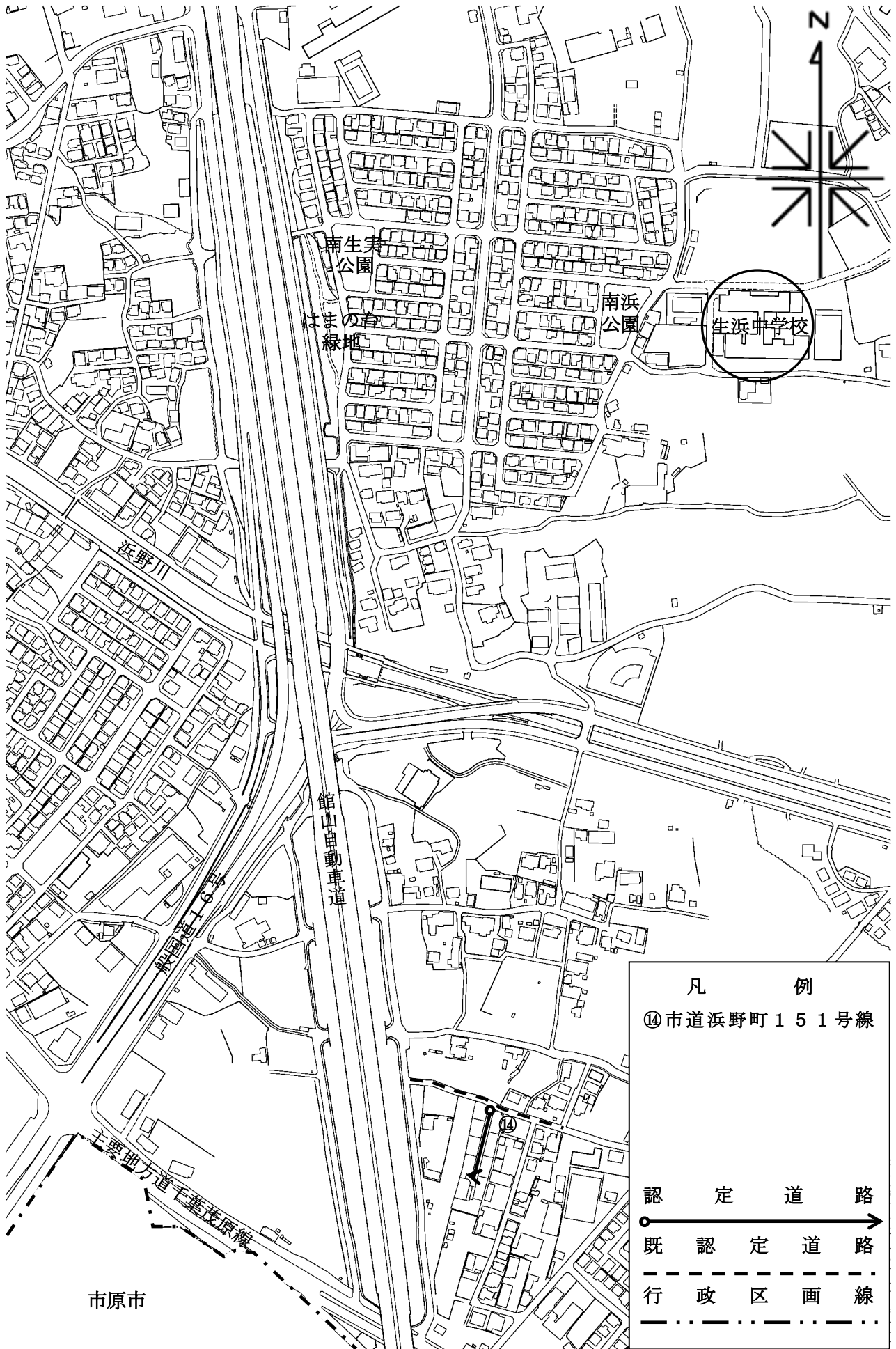
凡 例

⑬市道武石町99号線

認 定 道 路

既 認 定 道 路

整理番号⑭ 市道路線認定図10



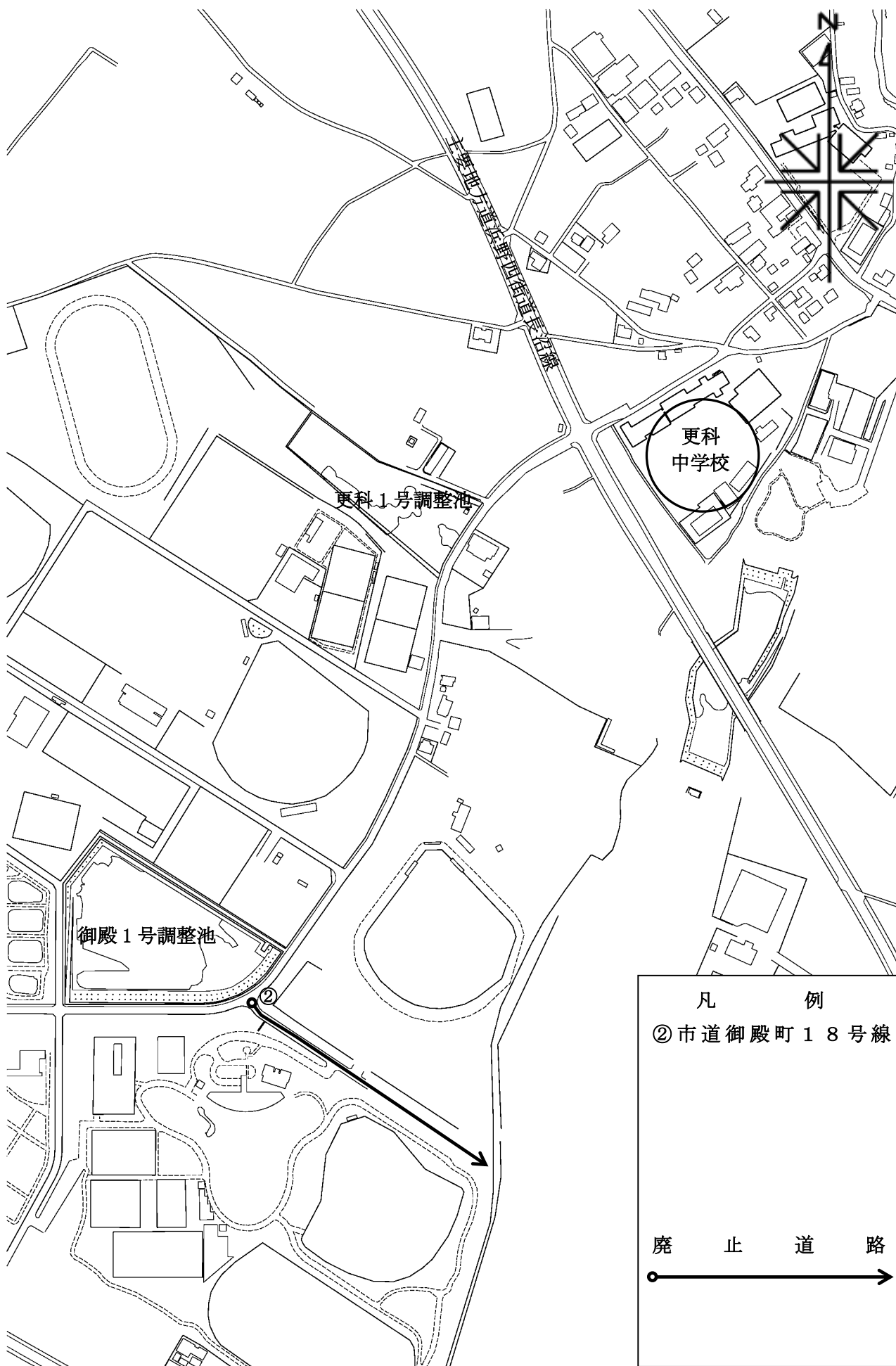
整理番号⑮ 市道路線認定図11



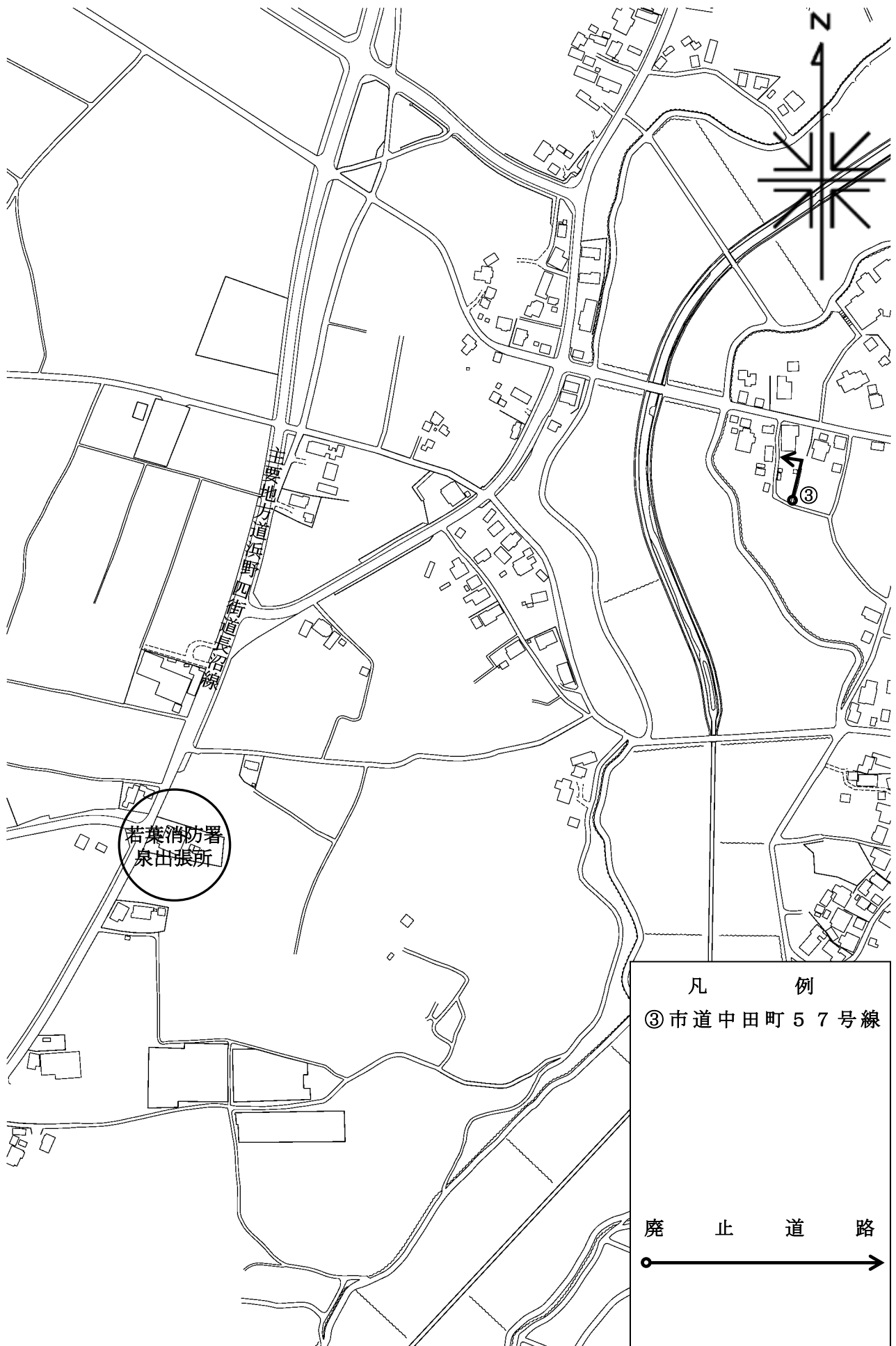
整理番号⑬ 市道路線認定図12



整理番号② 市道路線廃止図2



整理番号③ 市道路線廃止図3



~~~~~

## 議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第114号

令和3年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金1,578,143,401円のうち893,708,129円を減債積立金に積み立て、684,435,272円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものがあります。

議案第 1 1 5 号

決算の認定について

令和 3 年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

1 令和 3 年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

令和 3 年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第116号

決算の認定について

令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第 1 1 7 号

決算の認定について

令和 3 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

1 令和 3 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

令和 3 年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第 1 1 8 号

決算の認定について

令和 3 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 令和 3 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

令和 3 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地
方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるもの
であります。

議案第119号

決算の認定について

令和3年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和3年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第120号

決算の認定について

令和3年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第121号

決算の認定について

令和3年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。



議案第122号

決算の認定について

令和3年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第123号

決算の認定について

令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方  
自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるもので  
あります。

議案第124号

決算の認定について

令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第125号

決算の認定について

令和3年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和3年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第126号

決算の認定について

令和3年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第127号

決算の認定について

令和3年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第128号

決算の認定について

令和3年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市学校給食事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第129号

決算の認定について

令和3年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。



議案第130号

決算の認定について

令和3年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第131号

決算の認定について

令和3年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第132号

決算の認定について

令和3年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和4年9月8日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和3年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和3年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。